

意 見 書

意見提出者の氏名又は 団体名及び団体にあつ てはその代表者の氏名	
意見提出者の住所又は 団体にあつてはその所 在地	

※ 縦覧に附されて差し支えない場合のみ、氏名、住所等を記載してください。

大規模小売店舗の名称	川越いせはらショッピングセンター
大規模小売店舗の所在地	埼玉県川越市伊勢原町 3 丁目 2 番地
意見の対象となる生活 環境の保持のため配慮 すべき事項	1 地元説明会が大店立地法に沿って説明されていなかった。 2 駐車場 22 時以降の騒音値超過に対しての対策がない。 3 荷捌き場周辺 06 時の騒音値超過に対する対策がない。
意見の内容	1 はじめに オーケー出店は私を含めて地域住民は期待をしていますが、 駐車場・荷捌き場等の騒音値超過は企業の社会的責任である法律 遵守の姿勢が欠如していると思われ看過できないことと思ってい ますので、地元住民として意見書を提出することになりました。 2 意見書提出に当たっての現状 (1)旧いなげや(食品スーパー)と旧ウェルシア(ドラッグストア)の 合計売場面積に旧マクドナルド(飲食)、旧ウェルシア(調剤薬局)、 クリーニングの大店立地法対象外面積をオーケーは売場として 大店立地法対象売場面積は増加していますので、旧いなげや旧 ウェルシア時の大店立地法届出をベースにするのは疑問を感じま す。 (2)旧いなげや旧ウェルシアの時は、駐車場は 365 日 24 時出入口の バーは開放状態で、無管理状況です。 3 意見 (1)地元説明会が大店立地法に沿って説明されていなかった。 ①理由 ・説明は【資料—1 配布資料】に記載されている変更事項と 騒音値を読み上げるだけであった。 ・経過報告に記載しましたが、7/7 説明会は騒音発生源機器配

	置や機器騒音発生数値の説明はなく、騒音値が基準値内数値であることと、基準値超過地点の説明だけでした。 ・物量搬入搬出計画資料提示はなく、届出書閲覧を依頼された。 ・騒音基準値超過に対する対策の説明はなかった。 ・質問があるにも一方的に説明会をし終了したこと。 ②意見 以上ことから、説明会は開催されてが、大規模小売店舗立地法(説明会の開催等)第 7 条の「届出書の内容を周知させるための説明会」に違反して、実績づくりの説明会と認識しています。 再度大規模小売店舗立地法第 7 条に従った説明会の開催を要望します。 (2)駐車場 22 時以降の騒音値超過に対しての対策がない。 ①理由 ・駐車場は「客用専用の 134 台か、それとも従業員兼用の 134 台か」の明記が届出書にはない。また、売場面積増加に伴う駐車場必要台数の検証もない。 ・届出書では駐車場に対しては、「来客車両 001-010・015・020—024 の騒音レベルの最大値が規制基準値を上回っています。一方、来客車両走行車の超過は今回の計画における変更箇所が起因するものではなく、実際の店舗の閉店時間 21 時 30 分を予定しているため、夜間時間帯における車両走行は発生いたしません。」と記載があります。しかし、7/14(株)新都心、オーケー、エスパシオ 3 者から再説明を受けた時、私が 22 時以降の騒音対策について質問すると、夜間時間帯における車両走行は発生しませんとの回答は、ありませんでした。22 時以降の騒音対策についても、対策はありませんでした。また、変更箇所が騒音値超過が起因しないとのことですが、因果関係立証されていません。 ②意見 駐車場運用については、大規模小売店舗立地(生活環境の保持の配慮)第 10 条違反と認識しましたので、届出書に記載されている「夜間時間帯の車両走行は発生いたしません」とあるので、具体的にどの様に駐車場管理をするのか提示公開を要望します。 (3)荷捌き場周辺 06 時の騒音値超過に対するが対策がない。 ①理由
--	---

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・配布資料 P 1、P2 で基準値超過をしているのに、何故 P1、P2 で基準値を下回っているとのことですが、道路車両騒音値を加味して判断しないのか疑念を抱きます。・届出者が騒音値が基準値超過していても問題がないと言っていますが、その根拠の説明がありません。 |
|--|--|

②意見

荷捌き場周辺の騒音基準値超過は、大規模小売店舗立地(生活環境の保持の配慮)第 10 条違反と認識しましたので、問題ないとの根拠を説明公開、防音壁設置等の具体的対策の提示公開を要望します。

今回の説明会及び届出書は、大規模小売店舗立地法の精神である生活環境負荷について説明なく、誠に遺憾に思います。

以 上